(提出先) 大阪市長

認可外保育施設教育費補助金交付申請書

認可外保育施設教育費補助金交付要綱第3条に規定する補助対象児童に該当し、標題の補助金について交付を受けたいので、下記の同意事項について同意の上、同要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

	フリガナ					Ŧ					
申請者(保護者)	氏名	•		印	住所						
	電話番号 日中連絡の取れる番号										
	フリガナ										
補助対象 児童	氏名						生年 月日	平成	年	月	日
利用する認可外保育	名称										
施設	所在地										
利用期間 (補助の期間)	平成	年	月	日か	6	平成	年	月		日まで	
				①年間]保育料(※	<u> </u>			_円		
補助金			円	算出 の 基礎		× 1/2	=			_円	
の額			Π		②年額	上限額					
		のうち金額が小る					=			_円(百円未満四	四捨五入)
	□ 補助対象児童が大阪市に住所を有していることが分かる書類 (こども医療証のコピーなど)										
添付書類	□ 利用している認可外保育施設との利用契約の内容が分かる書類 (契約書等の写し、または、利用している認可外保育施設発行の利用証明書類)										
你们 音類	□ 利用している認可外保育施設の保育料その他の料金体系が分かる資料										
	□ 区役所における利用調整の結果が分かる通知の写し (認可保育所等の利用を申し込み、利用調整の結果、利用保留となった児童のみ)										
備考											

【同意事項】

- (1) 大阪市が保有する住民基本台帳等で、保護者及び補助対象児童の住所、生年月日等を確認すること。
- (2) 大阪市が保有する子どものための教育・保育給付の支給認定に係る資料、幼稚園・認可保育所等の在籍児童等に係る資料等で、補助対象児童の支給認定の状況、幼稚園・認可保育所等の在籍の有無等を確認すること。
- ※「保育料」には、基本的な教育・保育にかかった費用(基本料金)のみを記入してください。

英会話、音楽教室等の受講、延長保育・一時保育等の付加的な教育・保育にかかる費用、教材費、食事代、おむつ代等の実費負担及び入会金、年会費等の一時的な費用は補助対象外となりますので、「月額保育料」には含めないでください。

※申請書等の提出書類の記載内容に異動等があったときは、認可外保育施設教育費補助金異動届(様式第7号)に当該異動等を証する書類を添えて提出をお願いします。

様

大阪市長

認可外保育施設教育費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった認可外保育施設教育費補助金については、次のとおり交付することとしたので、認可外保育施設教育費補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

1	補助金の交付額	金	F.

2 補助金の交付の条件

- (1) 利用している補助対象施設の利用を止めたとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、遅滞なく、認可外保育施設教育費補助金実績報告書(様式第8号)に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出すること。
- (2) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、保護者に対して報告を求め、又は本市職員に当該保護者の住居に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (3) その他、大阪市補助金等交付規則(平成18年大阪市規則第7号)及び認可外保育施設 教育費補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容(交付の条件を含む。)に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

様

大阪市長

認可外保育施設教育費補助金不交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった認可外保育施設教育費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、認可外保育施設教育費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

平成 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所 保護者氏名・印

認可外保育施設教育費補助金交付申請取下書

平成 年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて通知のあった認可外保育施設教育費補助金の交付決定について、認可外保育施設教育費補助金交付要綱第8条の規定により申請を取り下げます。

- 1 補助金交付決定通知書を受け取った日 平成 年 月 日
- 2 取下げの理由

様

大阪市長

認可外保育施設教育費補助金異動等による交付決定取消・変更通知書

平成 年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定した認可外保育施設教育費補助金について、認可外保育施設教育費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり取消・変更したので通知します。

- 1 取消・変更の内容
- 2 取消・変更の理由

様

大阪市長

認可外保育施設教育費補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書

平成 年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定した認可外保育施設教育費補助金について、認可外保育施設教育費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり取消・変更したので通知します。

- 1 取消・変更の内容
- 2 取消・変更の理由

平成 年 月 日

(提出先) 大阪市長

認可外保育施設教育費補助金異動届

平成 年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、認可外保育施設教育費補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり異動等を届け出ます。

- 1 異動等のあった項目・内容
- 2 異動等の理由
- 3 添付資料(当該異動等を証する書類)

(提出先) 大阪市長

認可外保育施設教育費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて補助金の交付決定を受けた 補助事業等について、認可外保育施設教育費補助金交付要綱第13条の規定により、次のとお り実績を報告します。

)) (//// C //	Д 0 0 7 0										
保護者	フリガナ					₹					
	氏名			印	住所						
	電話番号 日中連絡の取れる番号										
補助対象	フリガナ						生年	b			
児童	氏名						月日	平成	年	月	日
利用した 認可外保育	名称										
施設	所在地										
利用期間 (補助の期間)	平成	年	月	日か	6	平成	年	月		日まで	
各		施設への支払額 (領収書等に記載の金額)					左記のうち、保育料の額 (※下記注意書き参照)				
月	4月分							円			
の +/-	5月分							円			
施 設	6月分							円			
~	7月分				円						円
の 支	8月分				円						円
払	9月分				円						円
額 と	10月分				円						円
保	11月分				円						円
育	12月分				円						円
料 の	1月分				円						円
額	2月分				円						円
	3月分	ı			円						円
添付書類	(領収書は裏 領収書等に基	た補助対象施 長面に貼付してく 本的な教育・保証 も添付してください	ださい。口座 育にかかる費	 引き落とし等	節の場合に	は、預金通帳の					
備考											

英会話、音楽教室等の受講、延長保育・一時保育等の付加的な教育・保育にかかる費用、教材費、食事代、おむつ代等の実費 負担及び入会金、年会費等の一時的な費用は補助対象外となりますので、「保育料の額」には含めないでください。

^{※「}保育料の額」には、基本的な教育・保育にかかった費用(基本料金)のみを記入してください。

大こ青第 平成 年 月 日

様

大阪市長

認可外保育施設教育費補助金額確定通知書

平成	年	月	日付	け大阪市指令こ	.青第	号にて	交付決定し	た認可外	保育施
設教育費	補助金に	こつい	ては、	次のとおり補助金	金額を確定し	したので、	認可外保育	施設教育	費補助
金交付要	綱第 14	条の規	定によ	い通知します。					

確定金額	金	円
------	---	---

様

大阪市長

認可外保育施設教育費補助金交付決定取消通知書

平成 年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定した認可外保育施設教育費補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので、認可外保育施設教育費補助金交付要綱第16条の規定により通知します。

- 1 取消の内容
- 2 取消の理由